

令和4年度

都城市基金運用状況審査意見書

都城市監査委員



地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 5 項の規定により、令和 4 年度都城市各基金の運用状況を示す書類について審査した結果、次のとおり、意見を付する。

令和 5 年 8 月 10 日

都城市監査委員 新井 克美

都城市監査委員 上之園 誠

都城市監査委員 佐藤 紀子



## 令和4年度 都城市基金運用状況審査意見

### 第1 審査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第241条第5項に基づく基金の運用状況審査

### 第2 審査の対象

令和4年度における審査の対象は、次のとおりである。

- ① 令和4年度 都城市物品調達基金
- ② 同 都城市土地開発基金
- ③ 同 都城市奨学資金貸付基金

### 第3 審査の期間

令和5年7月7日から同年8月10日まで

### 第4 審査の主眼及び方法

審査に付された各基金運用状況報告書及び関係書類について、都城市監査基準（令和元年度都監委訓令第1号）に基づき、審査した。

審査に当たっては、①運用状況報告書が自治法その他関係法令に則して作成されているか、②基金の運用状況に関する計数は正確か、③基金は設置目的に沿って有効に運用されているかなどに主眼を置き、各基金運用状況報告書と関係帳簿及び証書類との照合・確認を行うとともに、必要に応じて関係職員の説明及び関係資料の提出を求めるなどの方法により、実施した。

### 第5 審査の結果

審査に付された各基金運用状況報告書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、また、その計数について関係帳簿と照合した結果、いずれも基金の額と符合し正確であると認められた。

## 第6 審査意見

### 1 物品調達基金

#### (1) 本基金の現状

物品調達基金は、物品の集中調達を実施することにより、物品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うことを目的に、自治法第241条第1項の規定に基づき設置されたもの（都城市物品調達基金条例（平成18年条例第71号）第1条）で、基金の額は、2,000万円である（同条例第2条）。

本年度末現在高は、預金及び物品ともに0円である。

なお、本基金は、令和5年3月31日をもって廃止された（令和5年条例第3号）。

#### 物品調達基金運用状況

（単位：円）

区 分	前年度末現在高	本年度中増減高		本年度末現在高
		増 加	減 少	
預 金	26,093,903	25,247,614	51,341,517	0
物 品	396,160	16,729,623	17,125,783	0
合 計	26,490,063	41,977,237	68,467,300	0

備考 本年度末現在高は、令和5年3月31日時点の数値である。

## 2 土地開発基金

### (1) 本基金の現状

本基金は、市が公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的に、自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき設置されたもので（都城市土地開発基金条例（平成 18 年条例第 81 号）第 1 条）、基金の額は、17 億 4,109 万 7,000 円である（同条例第 2 条第 1 項）。

本年度末現在高は、預金 1,279,839,251 円及び貸付金 461,257,749 円である。

なお、基金運用上生じた預金利子 208,632 円については、一般会計の歳入（基金運用収入）として計上されている。

### (2) 本基金の問題点

本基金は、定額の資金を運用するための基金である（自治法第 241 条第 1 項）。本基金は、前述のとおり、土地をあらかじめ取得するための基金である。しかし、平成 18 年（1 市 4 町合併）以降の基準地価をみると図 1 のとおり下落傾向にあり、基金を利用して土地をあらかじめ取得する（都城市土地開発基金管理規則（平成 18 年規則第 70 号）第 6 条参照）というメリットはない。

土地の取得について過去 10 年間の推移をみると図 2 のとおりであり、平成 26 年度に取得した（22,876,639 円）以外は運用していない。

また、基金の運用（上記条例第 3 条）としての土地開発公社への貸付（上記規則第 4 条第 2 項）について過去 10 年間の推移をみると図 2 のとおりである。

本基金は、平成 28 年度以降は土地取得や貸付けの実績はなく、その設置目的に沿った運用は行われていない中で、13 億円弱の預金を保有し続けることの意義が問われよう。

### 土地開発基金運用状況

(単位:円)

区 分	前年度末現在高	本年度中増減高		本年度末現在高
		増 加	減 少	
預 金	1,279,839,251	208,632	208,632	1,279,839,251
土 地	0	0	0	0
貸 付 金	461,257,749	0	0	461,257,749
合 計	1,741,097,000	208,632	208,632	1,741,097,000

図1 基準地価（都城駅周辺）の推移

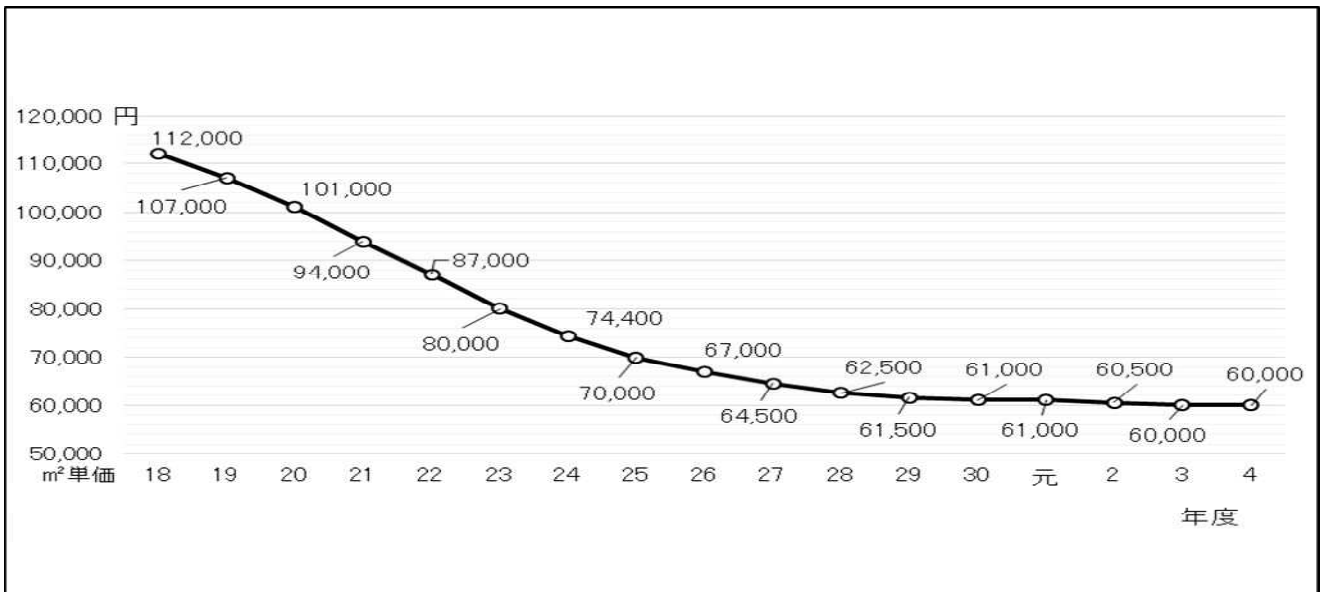
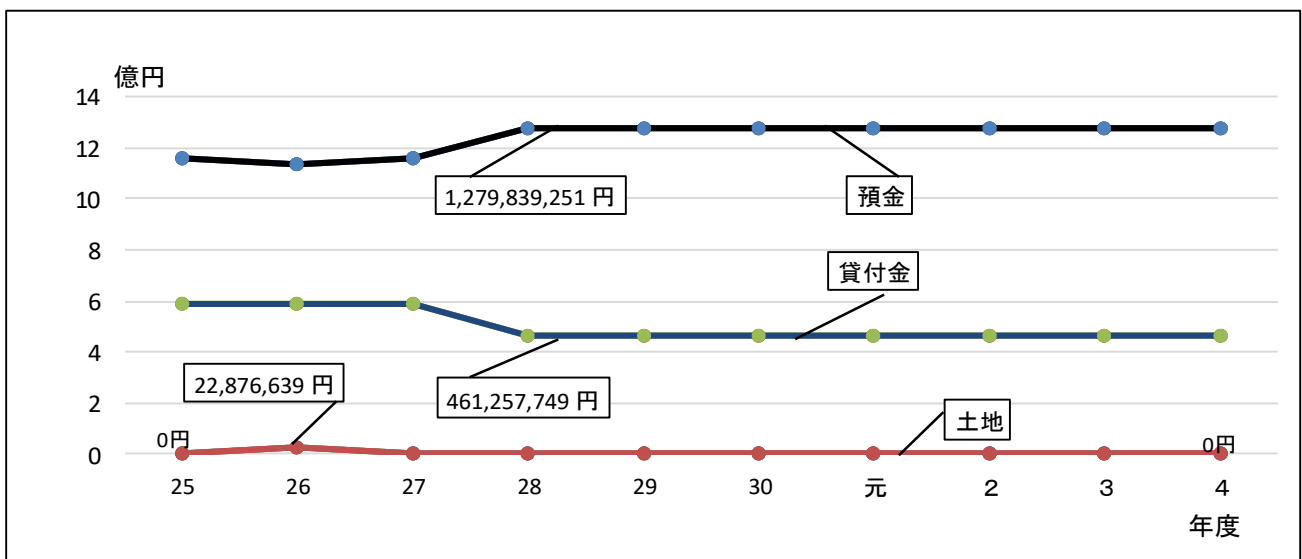


図2 土地開発基金運用状況の推移





### 3 奨学資金貸付基金

#### (1) 本基金の設置

本基金は、都城市奨学金条例（平成 18 年条例第 304 号）により、高等学校生及び高等専門学校生に貸与する奨学金に充てることを目的に、自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき設置されたもので（都城市奨学資金貸付基金条例（平成 18 年条例第 305 号）第 1 条）、基金の額は、9,892 万 9,426 円である（同条例第 2 条第 3 項）。

なお、その原資（旧高城町すこやか奨学資金貸付基金条例（平成 9 年高城町条例第 6 号）、旧山田町奨学資金貸与基金条例（平成 17 年山田町条例第 4 号）及び旧高崎町奨学資金貸付基金条例（昭和 50 年高崎町条例第 18 号の各基金））の多くが奨学資金として寄附を受けたものである。

#### (2) 本基金の現状

本年度末現在高は、預金 95,699,426 円及び貸付金 3,230,000 円（合計 98,929,426 円）で、本年度の貸付金は 240,000 円（2 人）、償還額は 1,215,000 円（22 人）となっている。

本基金の本年度末の貸付割合（貸付金年度末現在高÷基金年度末現在高）は、僅か 3.3%となっており、また、基金の利用状況（貸付割合）は 10 年前の約 7 分の 1 まで減少している（図 3 参照）。

#### (3) 本基金の今後の在り方

本基金は、利用の現状に加え、国による高等学校等就学支援金制度（高等学校等の授業料支援）の導入により、高等学校等の授業料は実質、無償化となったことから、監査委員は、寄附者の意思を踏まえて、条例改正を含め、基金の抜本的な活用方策について早急に検討する必要がある旨を述べてきた。

このような中で、公益財団法人都城育英会において、同育英会が実施している従前の貸付事業に加えて、新たな就学等支援制度として「都城三股みらい応援奨学金」が創設された。

本基金の今後における在り方に期待したい。

### 奨学資金貸付基金運用状況

(単位:円)

区 分	前年度末現在高	本年度中増減高		本年度末現在高
		増 加	減 少	
預 金	94,713,426	1,226,000	240,000	95,699,426
貸 付 金	4,205,000	240,000	1,215,000	3,230,000
合 計	98,918,426	1,466,000	1,455,000	98,929,426

図3 基金利用の推移

